

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

水と食料の放射能汚染と「安全」宣言の問題点

原発を推進し事故を起こした勢力がこれからは国民の健康をむしばむ

暫定規制値とは何か

3月11日の福島第一原発の事故発生から約1週間後の19日、茨城県のホウレンソウと福島県産の牛乳から「暫定規制値」をこえる放射性ヨウ素が検出された。そして事故以来はじめてまとまった降雨があった後の23日、東京（金町浄水場）の水道水から放射性ヨウ素が検出された。農産物については出荷停止措置がとられ、水道水から検出されたヨウ素131は、1リットルあたり200ベクレルで、満1歳以上の幼児から成人までの「暫定規制値」の300ベクレルは下回っており飲用しても支障ないが、乳児の規制値100ベクレルを上回っているため飲用させないようにすべきとされた。茨城県内でも多くの地域で規制値を超え、同様の措置がとられた。

「暫定規制値」は、実際に検出された直前の3月17日、厚生労働省から、全国の保健所を管轄する都道府県知事らに通達されたものである（食安発0317第3号、www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r98520000015cfp.pdf）。放射性ヨウ素については飲料水

と牛乳・乳製品で300Bq/kg、野菜類で2000Bq/kgとされ、このうち牛乳・乳製品については「100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用する乳に使用しないよう指導すること」とある（Bqはベクレル。1リットルは1kgに等しい）。

（飲料水については、乳児の場合に3分の1とする規定はない。にもかかわらず、水道事業者は300Bq/kgの3分の1である100Bq/kgを超えた水道水を乳児に飲用させないようにせよという。粉ミルクを溶く水道水が100Bq/kgを超えると結果として乳児が「直接飲用する乳」が100Bq/kgを超え、暫定基準値を超えると判断したのだろう。）

「暫定規制値」は、日常的な食品の安全性に関する行政上の規制ではない。第二次大戦後、頻りに実施された核実験やチェルノブイリ原子炉事故等により世界中に拡散した核物質から国民の健康を守るために設定された、などという趣旨のものではない。今回の福島原発事故以前には食品中の放射性物質に関する規制値は設定されていなかった。

「暫定規制値」は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した時点で、すなわち重大原子力

事故により大量の放射性物質の放出・拡散がはじまり、きわめて広範な領域において相当の長期にわたって食品汚染が継続することが不可避になった時点で、初めて設定されたのである。

「暫定規制値」の数値は、厚生労働省が国民の健康被害を防止するために、さまざまな科学的検討・医学的検討を重ねて設定したというものでもない。上記通達は、「当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を『暫定規制値』とし」たものだという。

事故の責任者が規制値を決める

原子力安全委員会とは何か。

「我が国の原子力安全規制は、原子力施設の設置、建設、運転の各段階において、規制行政庁である文部科学省、経済産業省等が規制を行い、原子力安全委員会が規制行政庁の行う規制活動を監視・監査するという体制になっています。」（『原子力安全白書 平成21年版』、32-33頁、www.nsc.go.jp/hakusyo/hakusyo21/pdf/gaiyou.pdf）

【2面左下につづく】

東京高裁が、週休日の模擬試験監督にともなう災害補償を拒絶した地公災基金の判断を取消す

2004年7月に日立二高の竹中洋子さんが学校で実施される進研模試の監督のために自家用車で出勤途上に後続車に追突され、頸椎捻挫の傷害を負ったのに対して、地方公務員災害補償基金茨城県支部（支部長＝橋本昌県知事）が災害補償を拒絶したことについて、東京高等裁判所は3月17日、これを相当

とした水戸地裁判決を破棄し公務外認定処分を取り消す判決を下した。敗訴した基金支部が公務外と主張する上では、茨城県教育委員会が、校長は模擬試験監督をおこなうよう職務命令を出していないと述べたことが根拠となっており、今後その責任がきびしく問われる。（詳細は次号以降）

大震災への対応と児童生徒の放射線被曝軽減措置を県教委に申し入れ

茨城県高等学校教職員組合は、震災被害を過小評価し、原子力災害に対して何らの対策もなしに放置していることを問題視し、3月28日、ふたたび茨城県教育委員会に対する申し入れをおこなった。

東北関東大震災および
福島第一原子力発電所事故
にともなう対応について
（申し入れ 第二）

茨城県教育委員会

委員長 大久保 博之 殿

2011年3月28日

茨城県高等学校教職員組合

執行委員長 岡野 一男

東北・関東大震災による障害はまなお継続しています。常磐線土浦以北・水戸線・水郡線・ひたちなか海浜鉄道湊線などの不通、一部地域での断水が続き、水戸以北でのガソリン入手難も解消されていません。道路・橋梁・住宅の改修も多くが未着工のままです。また、一部の学校では、被災地からの避難者を受け入れています。

福島第一原子力発電所の事故は、複数の原子炉圧力容器と使用済核燃料プールからの放射性物質の放出・拡散が激烈に進行し、一層の事態悪化の過程にあります。県内産農産物の汚染や東京・千葉

に及ぶ水道水汚染からもわかるように、半径30kmの外側でもすでに顕著な放射能物質の拡散が進行しています。とりわけ現地から70ないし80km地点の北茨城・高萩地域では、本来であれば退避すべき高いレベルの放射線が連日観測されています。

こうした状況下において、ほとんどの学校で新年度の教育活動を例年通りの日程で実施しようとしているうえ、放射線被曝にたいす対策をまったく講じていないことは、児童・生徒の安全と健康に対する配慮に欠ける行為というほかに、まことに憂慮すべきことです。

茨城県教育委員会は、家族を含めた児童・生徒の置かれた困難に無頓着であったり、また国・県の根拠なき「安全」宣言に無批判に追従してはならないのであって、大震災による障害の継続を考慮して教育活動を実施する義務、あわせてただちに放射線被曝回避策を講ずる義務を負っているのです。

当面、つぎのとおりの方針をとるよう申し入れます。

記

県立学校の入学式を従前の予定通り4月6日に一斉に実施することは無理があるので、同日一斉実施に拘泥しないこととし、すくなくとも一週間以上日程を繰り延べ、適切な施設で実施するよう措置すること。それ以外の教育活動についても、福島第一原子力発電所の状況をも勘案し延期等の措置をとること。

放射線被曝についての「安全」宣言を撤回し、北茨城・高萩地域については、ただちに児童・生徒の退避を実施するよう、国・県知事に意見を述べることを。

児童・生徒の放射線被曝を抑制するため、当面、校舎外での教育活動をおこなわないよう措置すること。福島第一原子力発電所からの放射性物質放出状況を踏まえたうえで、気象予報にもとづき、リアルタイムで警報を発するシステムを構築すること。 ■

2011年度の始まりにあたって 執行委員長 岡野一男

まず、この度の東北関東大震災に際して、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災から復興に立ち上がっておられる方々、懸命に救援のための奮闘をされている方々に熱い連帯と激励を申し上げます。

しかし、一方で福島第一原子力発電所の事故は、引き続き深刻な状態が継続しています。茨城県高等学校教職員組合は3月17日、3月28日に県教委に対して申入書を提出しています。引き続き、高校生の学ぶ権利と教職員の健康、働く権利擁護の観点から、必要な行動を取って

いきますので、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、そうした中であっても、4月1日から2011年度の学校が始まりました。混乱した中であるからこそ、それぞれの学校では教職員の話し合い、合意に基づく学校運営が欠かすことができません。「話し合う時間がない」ではなく、「話し合う時間」を積極的に作っていく組織としての努力が求められています。茨城県高等学校教職員組合としては、この観点からの職場活動を重視していきたいと考えています。

また、茨城県教育委員会が昨年度実施した「教育職員の勤務実態に関する調査」結果が3月15日に公表されました。調査結果に基づく超過勤務改善の取り組みを具体化することが今年度の大きな課題となっています。県教育委員会自身が、「教育職員の労働時間の適正管理に向け、この結果を活用願います」と学校長宛の文書で述べています。

そうした中で、2011年3月17日に、日立二高の竹中先生の公務災害事案に関して、東京高裁の判決が出され、勝利判決を勝ち取ることができました。校

長が週休日に校外模擬試験業務を命令し、茨城県教育委員会がそれを追認していたことの違法性が裁判所によって断罪されたものであり、週休日勤務問題について具体的改善の第一歩が踏み出されることになります。「自

主的強制労働」といわれる教職員の労働実態に具体的にメスを入れていくことが求められています。

最後になりますが、それぞれの職場では茨城県高等学校教職員組合の活動にご理解、ご支援

をお願いするとともに、一緒に民主的な学校、働きやすい職場、原子力発電所のない社会を作っていくために、組合に加入していただくことを心よりお願い申し上げます。

□執行委員会

委員長 岡野 一男 (下妻第二高校)
副委員長 石塚 健一 (土浦工業高校)
佐々木正久 (石岡第二高校)
菅井 洋実 (大子清流高校)
書記長 塚田 良夫 (専従)
執行委員 栗又 衛 (石岡第一高校)
久保田 章 (協和養護学校)
斉藤 一利 (水戸第三高校)

□監査委員

富田 秀子 (友部東養護学校)
蓮田 斉 (水戸商業高校)
村田 有 (取手第一高校)
吉井 一人 (書記局)
海野 輝雄 (水戸飯富養護学校)
奥倉聖智子 (佐竹高校)
柏 秀子 (水戸桜ノ牧高校)
横須賀 博 (那珂高校)

【1面放射能汚染記事つづき】

今回の福島第一原子力発電所の場合、事業者は東京電力株式会社、その規制官庁は経済産業省（そのなかに置かれた「特別の機関」である原子力安全・保安院）、そして規制官庁の規制活動を監視・監査するのが原子力安全委員会である。

原子力安全委員会は、そうしようと思えば全国原発をただちに停止させ、廃止させることもできる強大な権限を持つ。いまここでは詳細に論ずることはできないが、とりわけ今回の福島第一原発における原子炉事故に関連しては、老朽化した原子炉（1号炉は3月28日が40周年だった）の継続使用の危険性、3号炉でのプルサーマル運転（猛毒物質プルトニウムの使用）の危険性、耐震性不足や津波への無防備（過去の実例で巨大津波

が予想されていた）など様々の問題点が指摘されていたにもかかわらず、それらを全部無視し、あえて運転の継続を承認してきた機関である。事故発生に関する国の責任が最終的に帰着する機関といてよい。

国民の健康を守る責務を負った厚生労働省は、食品の安全性を保障するうえで極めて重大な意味をもつ「暫定規制値」をみずから定めるのではなく、国における原子炉事故の最終的責任者というべき原子力安全委員会の手にて委ねてしまったのだ。

WHO 基準の30倍

問題はその数値である。世界保健機構（WHO : World Health Organization）の“Guidelines for drinking-water quality Volume 1 3rd edition”（Geneve, 2004）〔財団法人日本水道協会

訳『飲料水水質ガイドライン 第1巻 第3版』2008年、whqlibdoc.who.int/publications/2004/9241546387_jpn.pdf〕によると、ヨウ素131の規制値は10Bq/kgである。厚労省の規制値はWHOの基準の30倍で、運用上その3分の1としてある乳児の場合でも10倍である。

東京都水道局は、23日午前6時、51Bq/kgに下がったので乳児が飲んでもよいと発表した。その時点でもWHOの基準の5倍以上である。事故後に厚労省が発したわずか2頁の通達により、全水道事業者が国際基準の30倍のきわめて緩い基準をもとに「安全」を保障しているのだ。

「暫定規制値」という文言から、当然、次に予想されるのは数値の恣意的変更である。ここでただちに動いた者がいる。茨城県知事橋本昌である。（以下次号）

2011 憲法フェスティバル

2011年5月3日(火) 10:30~15:00

水戸市・千波湖「はなみずき広場」

主な内容

10:30~12:00 「9条の会交流会」「沖縄の戦争展」「TPPを考える」
「音楽の広場」「布川事件を考える」「前泊さんと語ろう」
12:00 高校生ジャズバンド演奏
13:00~14:00 記念講演；前泊博盛氏（琉球新報社論説委員長）
14:00 憲法川柳、お楽しみ憲法クイズなど

終日「沖縄物産展」「子ども広場」、各種屋台などお楽しみ企画も満載

2011年憲法フェスティバル実行委員会（代表 田村武夫 ☎029-231-4555）